政令第百四十四号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十一条第四項において読み替えて準用する国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百五十一条の二第二項及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十一条第十四項の規定に基づき、この政令を制定する。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第十五条第二項（第三号及び第五号を除く。）及び第三項」を「第十五条の二（第一項、第二項第三号及び第四項を除く。）」に、「第三十九条並びに」を「第三十九条及び」に改め、「第四十三条を除く。）」の下に「、第五十三条（第二項第五号及び第三項を除く。）」を加え、同項の表国税通則法施行令の項中「第十五条第二項」を「第十五条の二第二項」に、

納税の	徴収

を

一時的に	相手国等（租税条約等実施特例法第二条第一号（定義）に規定する相手国等をいい、租税条約等実施特例法第十一条第三項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税の滞納処分費については、我が国とする。第六項において同じ。）に一時に

に、「前項第一号、第二号及び第四号」を「前項第二号から第四号まで」に、「第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に」を「第十一条第一項に」に、

第十五条第三項	年度、税目、及び金額

を

第十五条の二第六項	年度、税目、及び金額
	納付する

に改め、同表国税徴収法施行令の項に次のように加える。

第五十三条第二項	一時に	相手国等（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第二条第三号（定義）に規定する相手国等をいい、共助対象外国租税の滞納処分費については、我が国とする。第四項において同じ。）に一時に

		名称及び金額その他の共助対象外国租税を特定する事項
第五十三条第四項	年度、税目、納期限及び金額	名称及び金額その他の共助対象外国租税を特定する事項
	納付する	相手国等に納付する

第七条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第十一条第四項において読み替えて準用する国税徴収法第百五十一条の二第二項に規定する政令で定める場合は、国税（次の各号に掲げる国税を除く。）の滞納がある場合とする。

一　国税通則法第四十六条第一項から第三項までの規定による納税の猶予（次号において「納税の猶予」という。）又は国税徴収法第百五十一条の二第一項の規定による換価の猶予の申請中の国税

二　国税通則法第四十六条第一項から第三項まで又は国税徴収法第百五十一条第一項若しくは第百五十一条の二第一項の規定の適用を受けている国税（国税通則法第四十九条第一項第四号（国税徴収法第百五十二条第三項又は第四項において準用する場合を含む。）に該当し、納税の猶予又は国税徴収法第百五十一条第一項若しくは第百五十一条の二第一項の規定による換価の猶予が取り消されることとなる場合の当該国税を除く。）

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十五号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）の施行に伴い、並びに同法附則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条の八」を「第三十三条の七」に、「第三十九条の十二・第三十九条の十二の二」を「第三十九条の十二―第三十九条の十二の三」に、「第三十九条の百三十」を「第三十九条の百二十八」に、「第四十条の十一の二」を「第四十条の十一」に、「第四十四条の二」を「第四十四条」に改める。